

第 6 9 号議案

中間市人権教育啓発審議会設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市人権教育啓発審議会設置条例の一部を改正する条例

中間市人権教育啓発審議会設置条例（平成21年中間市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市人権施策審議会条例

第1条中「人権教育及び啓発に関する」を「本市における中間市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「計画」という。）に基づく」に、「中間市人権教育啓発審議会」を「中間市人権施策審議会」に改める。

第2条中「事項と」を「とおりと」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1） 市長の諮問に応じ、計画の策定に係る必要な事項を調査審議し、答申すること。

第2条第2号中「関する」を「関し、市長に報告を求め、及び意見を述べる」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に、「重要事項」を「必要な事項」に改める。

第3条第2項第2号を次のように改める。

（2） 市内関係団体に属する者

第4条第3項を次のように改める。

3 市長は、委員が前条第2項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該委員を解嘱することができる。

第5条第1項中「それぞれ」を「各」に改める。

第6条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「招集し、その議長となる」を「招集する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が招集するものとする。

第6条第4項中「ある」を「あると認める」に改め、「専門の知識経験者及び」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

第8条を第10条とする。

第7条中「人権男女共同参画課」を「市民部において人権施策に関する事務を所管する部署」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（書面会議）

第7条 審議会は、特に必要と認められるときは、書面による会議（以下「書面会議」という。）を行うことができる。

2 書面会議を行うときは、会長は、前条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が求めるものとする。

3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。

4 前条第3項及び第4項の規定は、書面会議に準用する。

- 5 前各項に定めるもののほか、書面会議の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(部会)

第8条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の承認を経て、会長が指名する。
3 各部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選に基づき、会長が指名する。
4 部会長は、部会の事務を総理する。
5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の中間市人権教育啓発審議会設置条例第3条第2項の規定により委嘱されている中間市人権教育啓発審議会の委員は、改正後の中間市人権施策審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された中間市人権施策審議会の委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる中間市人権施策審議会の委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日における中間市人権教育啓発審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改める。

第1条第30号中「中間市人権教育啓発審議会」を「中間市人権施策審議会」に改める。

別表第2中

「

人権教育啓発審議会の委員		4,200円	を
--------------	--	--------	---

」

「

中間市人権施策審議会の委員		4,200円	に
---------------	--	--------	---

」

改める。

中間市人権教育啓発審議会設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>中間市人権施策審議会条例</u> (設置) 第1条 <u>本市における中間市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「計画」という。）に基づく施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、</u><u>中間市人権施策審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる<u>とおりとする。</u> (1) <u>市長の諮問に応じ、計画の策定に係る必要な事項を調査審議し、答申すること。</u> (2) <u>計画の実施及び推進に関し、市長に報告を求め、及び意見を述べること。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進に係る必要な事項に関すること。</u> (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) (略) (2) <u>市内関係団体に属する者</u> (3) (略)	<u>中間市人権教育啓発審議会設置条例</u> (設置) 第1条 <u>人権教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、</u><u>中間市人権教育啓発審議会</u>（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる<u>事項とする。</u> (1) <u>中間市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。</u> (2) <u>計画の実施及び推進に関すること。</u> (3) <u>その他人権施策の推進に係る重要事項に関すること。</u> (組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) (略) (2) <u>市内各種団体の関係者</u> (3) (略)

(任期)

第4条 (略)

2 (略)

3 市長は、委員が前条第2項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2・3 (略)

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 (略)

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(書面会議)

第7条 審議会は、特に必要と認められるときは、書面による会議(以下「書面会議」という。)を行うことができる。

2 書面会議を行うときは、会長は、前条第1項の規定による招集に

(任期)

第4条 (略)

2 (略)

3 委員が前条第2項に規定する要件を欠くに至ったときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2・3 (略)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 (略)

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、専門の知識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

<u>代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が求めるものとする。</u> <u>3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。</u> <u>4 前条第3項及び第4項の規定は、書面会議に準用する。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、書面会議の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u> <u>（部会）</u> <u>第8条 審議会に部会を置くことができる。</u> <u>2 部会に属すべき委員は、審議会の承認を経て、会長が指名する。</u> <u>3 各部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選に基づき、会長が指名する。</u> <u>4 部会長は、部会の事務を総理する。</u> <u>5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u> <u>（庶務）</u> <u>第9条 審議会の庶務は、市民部において人権施策に関する事務を所管する部署において処理する。</u> <u>（委任）</u> <u>第10条 （略）</u>	<u>（庶務）</u> <u>第7条 審議会の庶務は、人権男女共同参画課において処理する。</u> <u>（委任）</u> <u>第8条 （略）</u>
---	--